

議案第 4 6 号

紫波町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紫波町国民健康保険条例（昭和50年紫波町条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
（罰則） 第 9 条 町は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められこれに応じない場合は</u>、10 万円以下の過料に<u>処する</u>。 第10条 町は、世帯主又は世帯主であつた者が正当の理由なしに、法第 113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料<u>に処する</u>。	（罰則） 第 9 条 町は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し</u>、10万円以下の過料<u>を科する</u>。 第10条 町は、世帯主又は世帯主であつた者が正当の理由なしに、法第 113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料<u>を科する</u>。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年12月 2 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

紫波町長 熊 谷 泉

理由

令和 6 年 1 2 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に係る規定

を削るとともに、併せて所要の整備をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。